

【件名】

ハリヤナ州における制限措置の延長

【本文】

1 27日、ハリヤナ州政府は、現在の制限措置を7月5日（月）午前5時まで延長すると発表しました。同発表によれば、大学等において一部の活動が緩和されますが、その他の制限措置の内容は先週と変わりません。

2 ハリヤナ州においては、制限措置の緩和が進んでいますので、今後の最新情報については、以下のハリヤナ州政府ホームページにて御確認ください。

<https://revenueharyana.gov.in/covid-19/>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話:+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス：

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>